

保 発 0115 第 2 号
令 和 8 年 1 月 15 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険組合同規約例の一部を改正する組合同規約例について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、政府は保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされた（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の3）ことに伴い、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）及び国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第2号）が本日公布され、令和8年4月1日から施行される。

改正内容を踏まえ、国民健康保険組合同規約例（昭和34年保発第13号）を別添のとおり改正し令和8年4月1日から施行することとしたので、その旨御了知の上、貴管内国民健康保険組合への周知等に御配慮願いたい。